

神崎町ふるさと寄附金を募集しています!!

◆ふるさと寄附金（ふるさと納税）とは

ふるさと納税は「自分が生まれ育ったふるさとに貢献したい」、「自分とかわかりが深い地域を応援したい」という気持ちを形にするしくみとして、納税者が「ふるさと」と思える地方公共団体に寄附した場合、2,000円を超える部分については、個人住民税のおおむね1割程度を限度として、所得税と併せて控除されるという制度です。なお、1万円以上の寄附金を頂いた方には、神崎町の地場産品を謹呈させていただきます。

◆寄附の流れ

- ①寄附の申し込み
寄附の意向を神崎町役場にご連絡ください。
- ②寄附金納入手続き
寄附金の納付方法に応じた、必要な書類を送付します。直接、役場窓口で払込むことも可能です。
- ③寄附証明書（領収書）の送付
寄附金の入金を確認させていただいた後、税金の確

定申告に必要となる領収書を送らせていただきます。

確定申告をするまで大切に保管してください。

④確定申告（翌年の2月中旬～3月頃）
お送りした関係書類を持

参し、最寄りの税務署等で確定申告をしてください。

年末調整では、寄附金控除を受けられませんのでご注意ください。

意ください。

◆お問い合わせ

寄附金に関することは役場総務課財政係 ☎21111 住民税に関することは役場町民課税務係 ☎21112

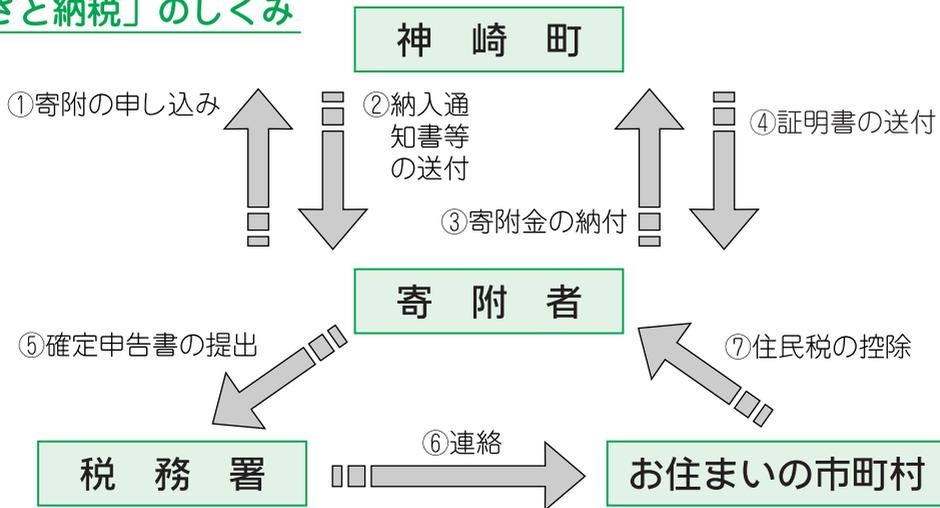
ふるさと納税寄附採納者

（平成24年4月1日～6月30日）

- ・匿名希望（女性、横浜市在住） 10,000円
- ・匿名希望（男性、成田市在住） 50,000円
- ・匿名希望（男性、成田市在住） 20,000円

寄附ありがとうございます。魅力ある町づくりに役立てていきます。

◆「ふるさと納税」のしくみ



（住民税の控除額の例）

年収500万円で、所得税率が10%、住民税率が10%の方が3万円の寄附した場合、住民税25,200円＋所得税2,800円＝28,000円が控除されます。

※家族構成、その他の収入等、確定申告の内容により控除の金額が異なる場合があります。

年金日より

後納制度（国民年金保険料の納付期限の延長）が始まります

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができずしていましたが、本年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができ、後納制度が始まります。

過去10年以内の保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。

ご自身の年金記録については、年金ネット (<http://www.nenkin.go.jp>) により確認ください。

また、ご不明な点があれば、国民年金保険料専用ダイヤル0570-0111-050にお電話いただくかお近くの年金事務所にお問い合わせ願います。

※後納制度は事前申し込みが必要ですが、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。詳しくは国民年金保険料専用ダイヤルにお尋ねください。